

作成日 平成 20 年 4 月 23 日

作成者 日本医師会総合政策研究機構

「本資料の概要説明」

代行入力機関の活用と業務について

特定健診データ及び請求データの電子化では、様々な代行入力機関の設置が予想されます。文字入力による電子化は、誤入力の多発と入力経費の増加が懸念されることから、日本医師会では、簡素化された帳票類の標準的な仕様を提供しています。これらの帳票を用いて健診機関や地域医師会が健診等データの電子化に取り組まれることが理想ですが、入力業務や XML 形式のファイル作成業務が行えない健診機関や地域医師会においては、地域医師会で入力票を取りまとめて、外部の代行入力機関に送付し、代行入力機関から電磁的記録媒体（CD-R 等）で提出する体制の構築が望まれます。

本帳票類は、健診実施機関が受診者ごとに特定健診の実施内容を記載するために必要な帳票類と代行入力業務に必要な基本的なマスター類、CSV ファイルを作成するためのツールで構成されています。これらの資料を活用して、決済代行機関に提出するために必要なデータ形式である、XML 形式に変換するための CSV ファイルを作成することが出来ます。

代行入力業務を行う場合、市町村国保や被用者保険の代表保険者と地域医師会や都道府県医師会が締結した契約内容の一部をあらかじめ代行入力業務を行う者がマスター登録しておくことが必要です。フリーソフト等では、ソフト導入の初期設定として契約内容を登録しますが、代行入力業務では、健診実施機関の負担を軽減することが目的ですので、健診実施機関情報や保険者との契約情報、検査法・基準値等の情報は代行入力業務を行う者が登録・管理する仕様となっています。そのため、代行入力業務を行う者は、これらのマスター登録を自身のシステム等で行い、入力票で得られた健診データ等の入力、CSV から XML への変換までが基本的な業務となります。XML 変換後の健診等データを決済代行機関に電磁的記録媒体として提出するためには、支払基金から送付される暗号化ソフトによりデータの暗号化処理を行う必要がありますので、注意が必要です。

尚、公開している資料、特に CSV 仕様等は決済代行機関が実施するシステム事業者向けの接続試験やベンダテストの状況を踏まえて、内容の追加・変更を行うことがありますので、ご承知おき願います。

日本医師会が提供する特定健診代行入力関連資料

ここでは、受診者に記載していただく質問票や健診実施機関が代行入力業務を行う者に提出する入力票、受診者への健診受診結果に加えて入力票の情報から CSV ファイルを作成するツールの概要を説明します。詳細は「特定健康診査（・非特定健康診査）用入力票の記入要領」や「特定健診 CSV 作成マニュアル」をご覧ください。

・ 代行入力業務における特定健診用の帳票類

1 . 健診実施機関内で運用、保管する帳票

1) 特定健康診査質問票（A4 版）

！健診機関内で受診者に記載していただく質問票です。また、医師が記載する必要がある項目も、ここで書き込んでいただきます。
本質問票より、代行入力を行うための入力票に転記していただきます。
施設内で健診の原本として保管して下さい。

特定健康診査質問票





特定健康診査用質問票
・受診者による記入部分と医師が記入する部分で構成

→特定健康診査用入力票への転記となる

→施設内で使用し、保管するためのもの

4

2) 特定健康診査入力票 (A4版)

特定健診必須検査と詳細検査に限定した代行入力機関への提出票です。

生年月日：受診券を反映した記載のため、和暦となります。そのため特定健診受診者の対象範囲 40 歳～74 歳を前提としており、「昭和」のみ記載されています。

カナ氏名：受診券を反映した記載のため、漢字表記はなく「カナ」入力です。

診察：可能な限りコード入力を前提としております。既往歴・自覚/他覚症状はコード一覧のコード番号を入力します。

血中脂質・肝機能・血糖：検査機関より CSV ファイルなどで取り込むことで記載は不要となりますが、手入力の余地を残しております。

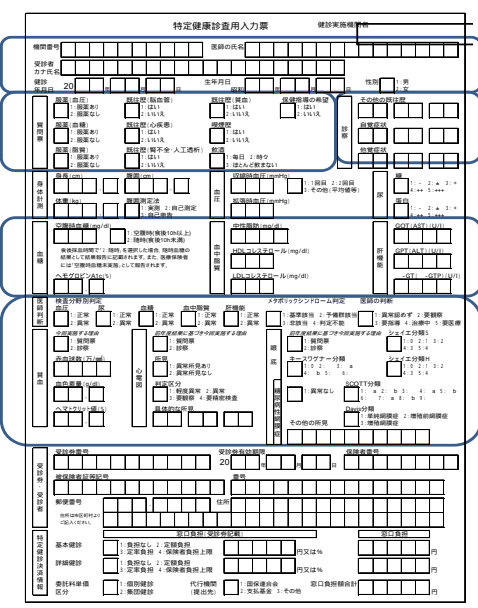
検査機関から検査データを取り込む際の仕様は、特定健診入力ファイル (CSV) 仕様書の付属資料「特定健診用検査データファイル仕様」を参考にしてください。


医師判断：医師の判断の 5 区分は現在の基本健康診査における指導区分をもとにしています。異常のあった検査については、検査結果に基づく分野別判定をチェックボックスに記入します。

心電図：所見について、コード一覧のコード番号を入力します。

眼底：所見について、コード一覧のコード番号を入力します。

特定健康診査入力票 (A4版)





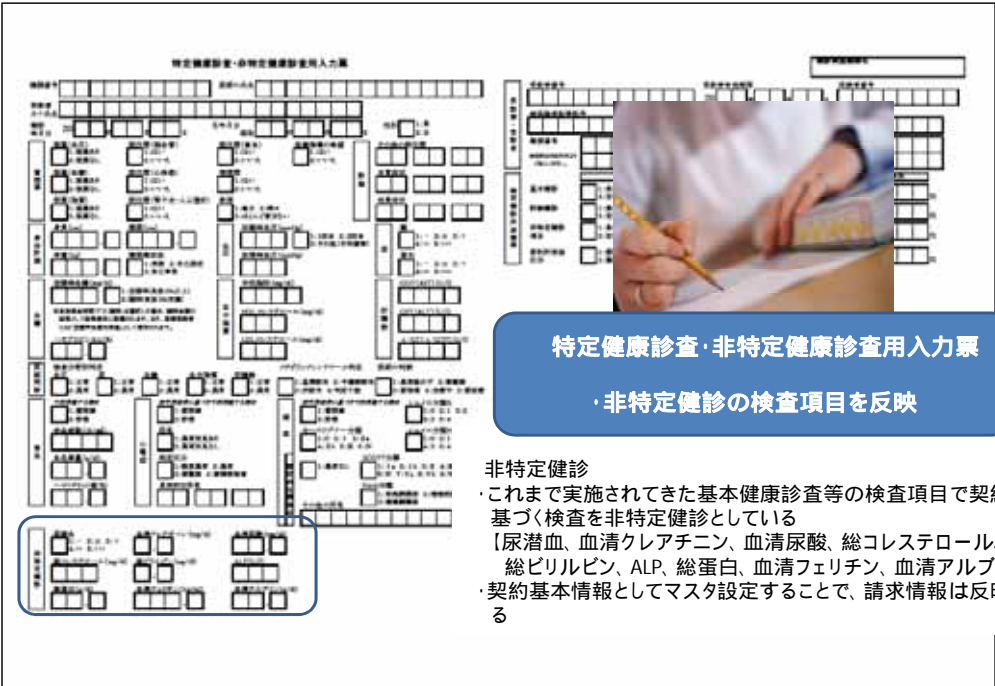
特定健康診査入力票
 ・特定健診必須・詳細に限定
 ・複写印刷物用の校正原本
 ・コピーによる運用

受診券を反映した記入
 ・健診年月日：西暦
 ・生年月日：和暦 (40～74歳を対象：昭和)
 ・氏名：カナ氏名
 質問票からの転記
 ・保険者へ提出する必須項目 (服薬聴取・喫煙歴聴取) と既往歴、飲酒、保健指導有無を記入
 診察、医師判断、心電図・眼底の所見
 ・可能な範囲でのコード化と検査分野別判定、総合判定の記入
 検体検査データ
 ・CSVファイル取り込みが望ましいが、手入力の余地を残している

3) 特定健康診査・非特定健康診査用入力票 (A3版)

非特定健康診査：これまで実施されてきた基本健康診査をもとに、特定健康診査の必須項目以外の検査（いわゆる上乘せ検査項目）を設定しています。

特定健康診査・非特定健康診査用入力票 (A3版)



特定健康診査・非特定健康診査用入力票
・非特定健診の検査項目を反映

非特定健診
・これまで実施されてきた基本健康診査等の検査項目で契約に基づく検査を非特定健診としている
【尿潜血、血清クレアチニン、血清尿酸、総コレステロール、総ビリルビン、ALP、総蛋白、血清フェリチン、血清アルブミン】
・契約基本情報としてマスク設定することで、請求情報は反映する

6

4) 特定健康診査受診結果 (A3版)

厚生労働省保険局作成「手引き」に準拠したものです。既往歴、自覚症状、他覚症状、心電図所見、眼底所見、医師の判断についてコード一覧のコード番号を入力します。そのため、これらの所見のスペースは大幅に少なくすることが可能です。

特に、「医師の判断」では、異常のあった検査分野の判定、5つの指導区分による医師の総合判断を記載しています。

特定健康診査受診結果うら面 (A3版) では、受診者に対して健診結果の見方を説明するとともに、メタボリックシンドローム判定や特定保健指導における動機付け支援や積極的支援の概要を説明しています。

特定健康診査受診結果 (A3版)

出力例 特定健康診査受診結果

項目	内容
受診者情報	氏名: 〇〇〇〇 性別: 〇 年齢: 〇歳 〇月 〇日 〇日
検査項目	血糖検査、血圧測定、肝機能検査、血中脂質検査
検査結果	血糖: 正常、血圧: 正常、肝機能: 正常、血中脂質: 正常



検査分野別判定
・血圧、尿、血糖、肝機能、血中脂質の分野別に1:正常、2:異常を記入することで、分野ごとの異常コメントが記載される
検査機関等の基準値をマスター設定する必要がある
医師の判断
・総合判断が記載される
・詳細検査の実施理由が記載される

特定健康診査受診結果うら面 (A3版)

受診者の方へ

健康診断の結果、異常な結果が出た場合は、医師の指導に従って適切な治療を受けることが大切です。

メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪の蓄積、血糖値の上昇、血圧の上昇、脂質異常症、尿酸値の上昇、腎機能の低下などが認められる状態を指します。

メタボリックシンドローム判定

メタボリックシンドローム判定は、医師の判断に基づいて行われます。

特定保健指導とは

特定保健指導は、医師の指導に基づいて行われます。

指導付け支援

指導付け支援は、医師の指導に基づいて行われます。

積極的支援

積極的支援は、医師の指導に基づいて行われます。

健康診査の結果の見方

身体計測

内臓脂肪の蓄積を判定する検査です。

血糖

血糖値を測定する検査です。

血圧

血圧を測定する検査です。

血中脂質検査

血中脂質を測定する検査です。

肝機能検査

肝機能を測定する検査です。

尿酸

尿酸値を測定する検査です。

腎機能

腎機能を測定する検査です。

尿検査

尿を採取して検査する検査です。

参 考

- 受診者向け「特定健診結果」の医師の判断区分について -

現在実施されている基本健康診査において、医師の判断区分については、「要医療」から「異常なし」まで特に定義を持たず、各医療機関や地域医師会によって様々な表現で区分されている。特定健診の受診者への結果についても、医師の判断については電子の様式による入力内容は定義されていない。

現在、全国の保健所及び市区町村と対象とした国への報告として「地域保健・老人保健事業報告」があり、基本健康診査の報告事項として、「性・年齢別の基本健康診査における指導区分」が報告されていることから、特定健診における結果や判断について、この指導区分が妥当であるか否かを検討した。

【基本健康診査における指導区分】

要医療 要指導 異常認めず

【厚生労働省健康局の見解】

特定健診について、医療機関を受診する必要性については、異常の程度、年齢等を考慮した上で、健診機関個別に医師が判断することとなっている。また、健診結果に応じて一定の基準を満たす者については、特定保健指導等の対象となる。

特定健診の検査項目のうち、メタボリックシンドローム判定に用いられない検査項目があることから、特定健診における医師の判断欄の定型的な記載例として、「要医療」、「要指導」、「異常認めず」を含む、総合判断の項目を設けることとした。

．代行入力業務のための関係資料

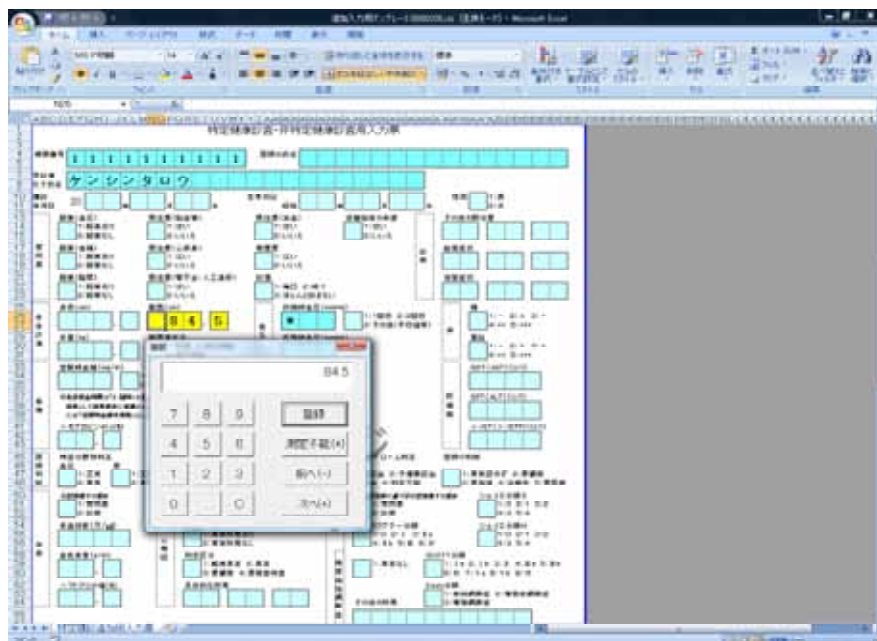
特定健康診査入力票（A4版・A3版）に記載された健診データを決済代行機関に提出する、且つ、受診者に対して健診受診結果を通知するためには、代行入力業務のための本資料にある「マスター登録用雛形」、「特定健診用入力（CSV）仕様書」、「特定健診受診結果項目出力仕様」に基づいたシステム構築が必要となります。また、代行入力業務を行う者や、健診実施機関で入力票のCSVファイルを作成するツールとして「特定健診CSV作成用ファイル（Excel版）」を作成しましたので、ご活用下さい。

1．特定健診CSV作成用ファイル

健診実施機関内で実施された健診データを、入力票と同じ画面構成で入力を行い、CSVファイルを作成することが出来ます。受診者ごとに入力した健診データを健診実施機関/1か月単位でフォルダを作成することが出来ます。詳しい利用方法は「特定健診CSV作成マニュアル」を参照して下さい。

特定健診CSV作成用ファイル(Excel版)

- 検査データ入力(数値)画面 -



11

公開された資料の概要説明は以上です。詳しくは、入力票記入要領やCSV作成マニュアルをご参照下さい。